

■ 調査項目 2021年11月1日 神代

調査項目	調査結果	調査担当部署	費用とスケジュールに影響
地目	畑	インターネット	✓
敷地面積	1009 m ² (青地分を除く)	インターネット	✓
都市計画区域	都市計画区域	インターネット	✓
市街化区域	市街化区域	インターネット	✓
用途地域	第一種中高層住居専用地域	インターネット	✓
容積率	200%	インターネット	✓
建蔽率	60%	インターネット	✓
防火指定	指定なし	インターネット	✓
高度地区	第一種高度地区 高さ12m以下	インターネット	✓
風致地区	油壺第4種風致地区 建蔽率40%以下 高さ15m以下 壁面後退 道路側1.5m、隣地側1m	インターネット	✓
宅造成規制地域	指定なし	インターネット	✓
生産緑地	指定なし	インターネット	✓
土砂災害警戒区域	指定なし	インターネット	✓
急傾斜地崩壊危険区域	指定なし	インターネット	✓
大規模盛土造成地	指定なし	インターネット	✓
地震災害危険区域	指定なし	インターネット	✓
津波災害危険区域	指定なし	インターネット	✓
洪水浸水災害危険区域	指定なし	インターネット	✓
法面	法面なし	現地調査	✓
開発行為	500 m ² 以上の敷地が対象だが、自己用の戸建住宅の場合該当せず	■■■■都市計画課開発指導要綱で以前確認	✓
接道	市道道路査定図	■■■■土木課	✓
建築基準法上の道路	2項道路、セツトバック、青地有り	横須賀県土木事務所 土地登記簿	✓
農地法	農地転用届 農地法第5条 開発行為となると開発の手続き内で処理	■■■■農業委員会に 以前確認	✓
埋蔵文化財包蔵地	尾上台遺跡内(土器の破片)着工60日前までに届出、発掘調査通常1日、重要なものが出た場合は2か月~3か月 発掘調査の結果を届出者に通知、造成時に調査はほぼ終了している。	■■■■教育委員会	△
屋外広告物条例規制区域	区域内	インターネット	✓
給水	VP75φ	■■■■給水課	✓
排水	合併浄化槽地下浸透 5人槽(床面積130 m ² 以下)	都市計画課、下水道課に行く	✓
ガス	プロパンガス	現地	✓
電気	電話での問い合わせ不可	東京電力	✓
固定資産税	地目は宅地とする。以前確認 土地利用の実態で課税する。以前確認。 3大都市圏の特定市街地農地なので、現状の畑でも宅地なみ課税。筆は分けずに地目は宅地とした方がよい。家庭菜園では農地法の農地とはならない。	都市計画課 ■■■■役所税務課	✓
固定資産税		不動産会社	
現況有視売買		不動産会社	
公募売買		不動産会社	
契約不都合責任免責		不動産会社	
敷地測量	高低差を含めた測量が必要	不動産会社	
敷地内片づけ		不動産会社	

■ 広域地図



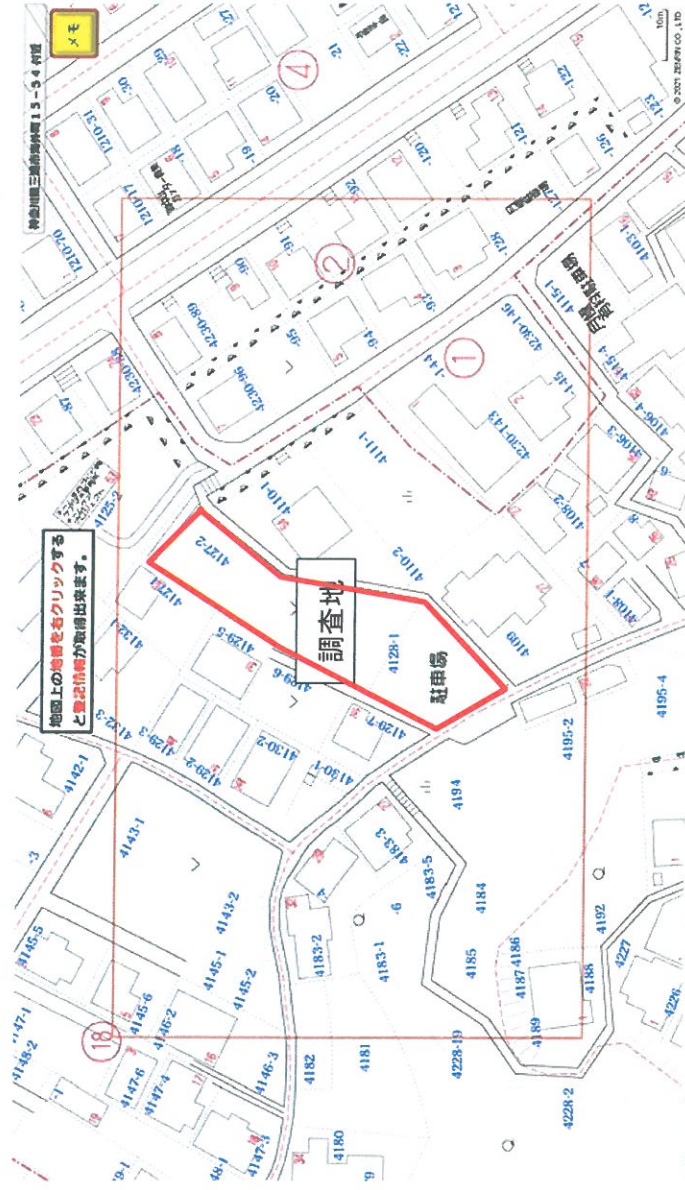
■ 調査地付近アイコンメ



■ ストリートビュー



■ ブルーマップ



住所：神奈川県

地名地番：神奈川県



IMG_0181



IMG_0182



IMG_0183



IMG_0184



IMG_0185



IMG_0186



IMG_0187



IMG_0188



IMG_0189



IMG_0190



IMG_0191



IMG_0192



IMG_0193



IMG_0195



IMG_0196

都市計画区域

都市計画区域

昭和30年11月15日 建設省告示第1303号

市街化区域

市街化区域

平成28年11月1日 神奈川県告示第512号

用途地域

第一種中高層住居専用地域

容積率：200% 建ぺい率：60%

平成28年11月1日 告示乙第62号

準防火地域

-

都市計画道路

-

高度地区

第1種高度地区

建築物の高さの最高限度：12m

平成28年11月1日

告示乙第63号

生産緑地

-

風致地区

第4種風致地区

建築物等の高さ制限：15m以下

道路からの壁面後退距離：1.5m以上

隣地からの壁面後退距離：1m以上

昭和56年12月25日

神奈川県告示第1081号

※建ぺい率は第1種風致地区内は20%以下、第4種風致地区内は40%以下となります。

近郊緑地保全区域

近郊緑地特別保全地区

-

自然環境保全地域

-

地区計画

-

都市計画公園

-

都市計画下水処理場

-

都市計画下水ポンプ場

-

都市計画汚物処理場

-

都市計画ごみ焼却場

-

都市計画市場

-

表題部 (土地の表示)	調製	平成18年5月24日	不動産番号	[REDACTED]
地図番号	筆界特定 [余白]			
所在	[REDACTED] [余白]			
①地番	②地目	③地積	m	原因及びその日付〔登記の日付〕
[REDACTED]	畑	786:	[余白]	[REDACTED]
[REDACTED]	[余白]	691:	[余白]	[REDACTED]
[余白]	[余白]	[余白]	[REDACTED]

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)		権利者その他の事項
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号
1	所有権移転	[REDACTED]
	[余白]	[余白]
2	所有権移転	[REDACTED]

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2021/10/12 20:01 現在の情報です。

表題部 (土地の表示)		調製	平成18年5月24日	不動産番号	[REDACTED]
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	[REDACTED]				
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
[REDACTED]	畑		94.:	[REDACTED]	
[余白]	[余白]	[余白]	...	[REDACTED]	

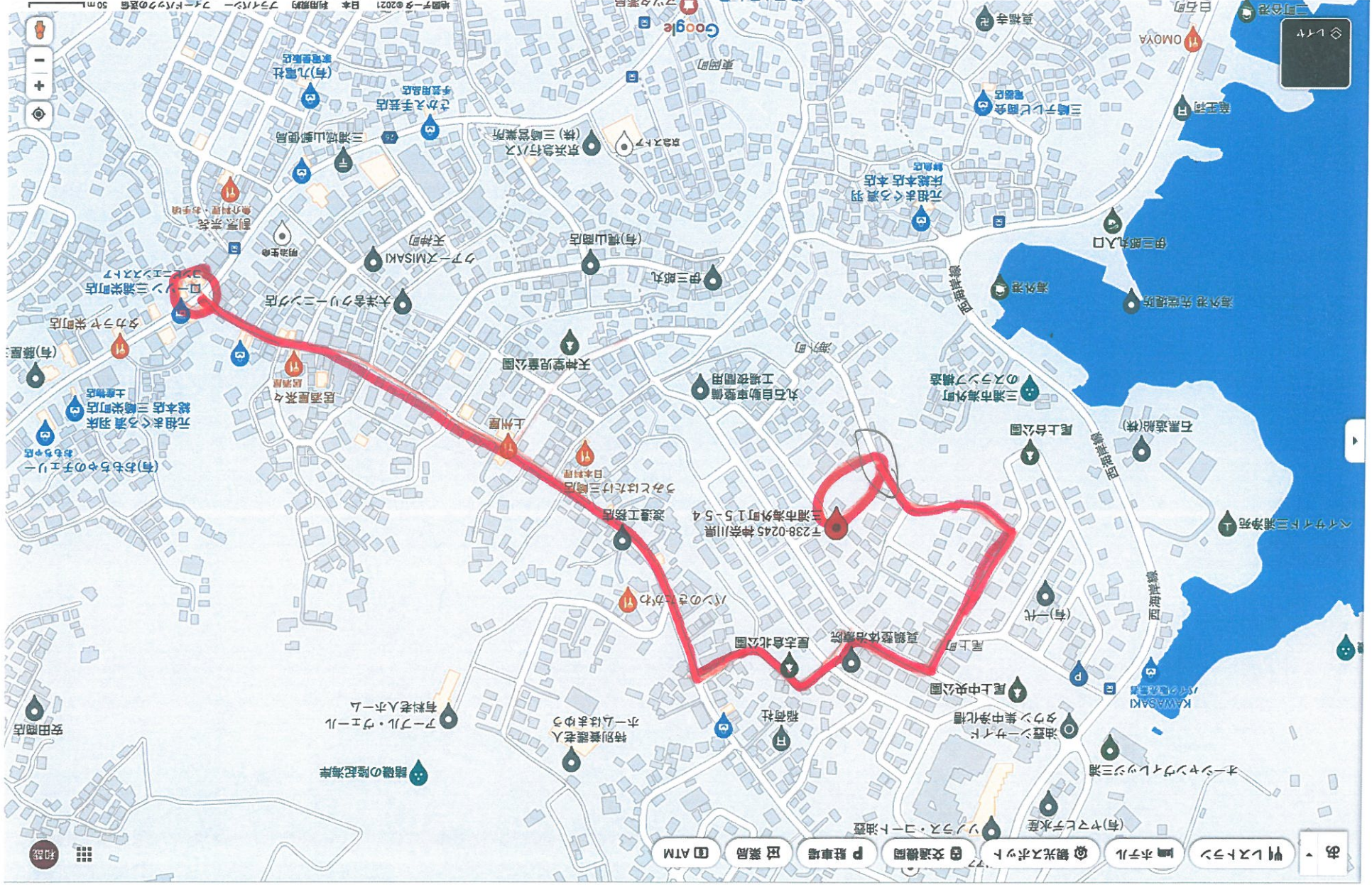
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			権利者その他の事項
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	
1	所有権移転	[REDACTED]	[REDACTED]
	[余白]	[余白]	[REDACTED]
2	所有権移転	[REDACTED]	[REDACTED]

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)	調製	平成18年5月24日	不動産番号	
地図番号	筆界特定 [余白]			
所在	[余白]			
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付 [登記の日付]
[余白]	畑	224	::	[余白]
[余白]	[余白]	[余白]	::	[余白]
[余白]	[余白]	[余白]	::	[余白]

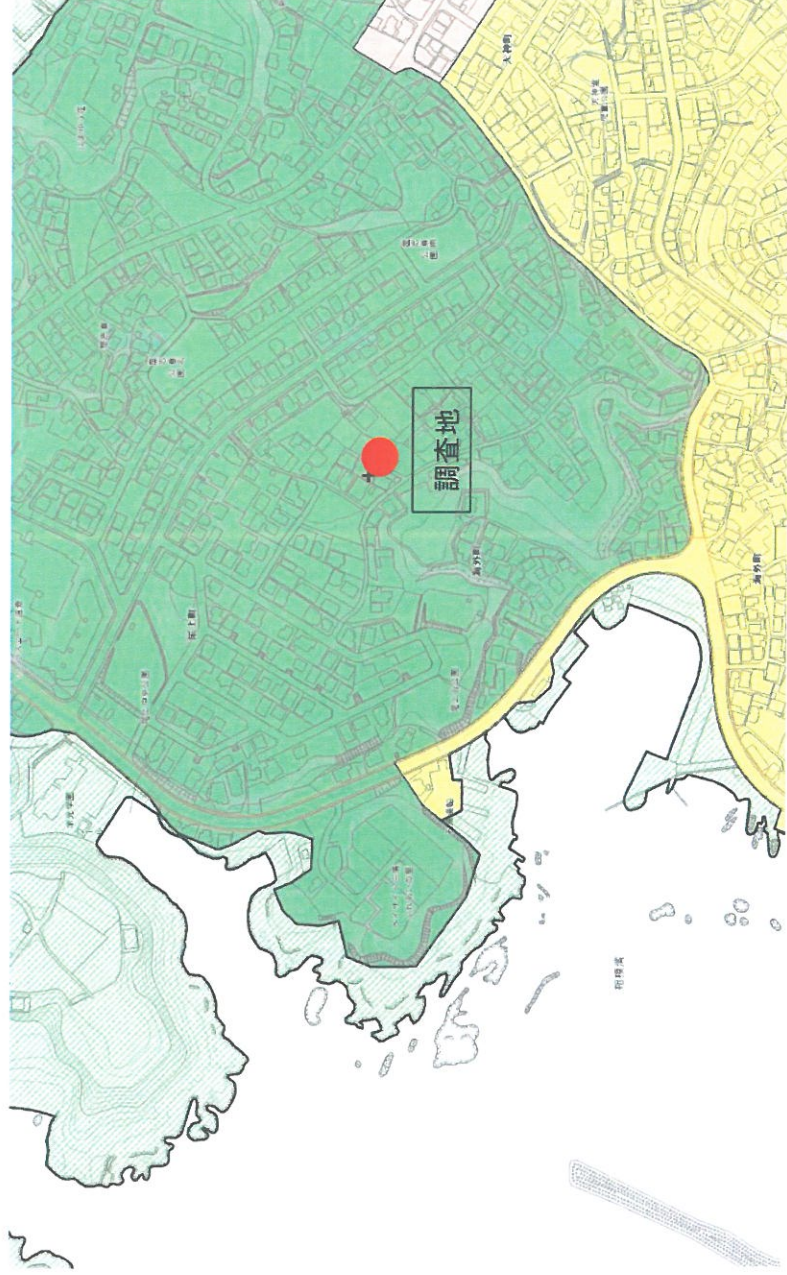
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)		権利者その他の事項
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号
1	所有権移転	[余白]
[余白]	[余白]	[余白]

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



三浦市, 和歌山

■用途地域



■建築基準法上の道路

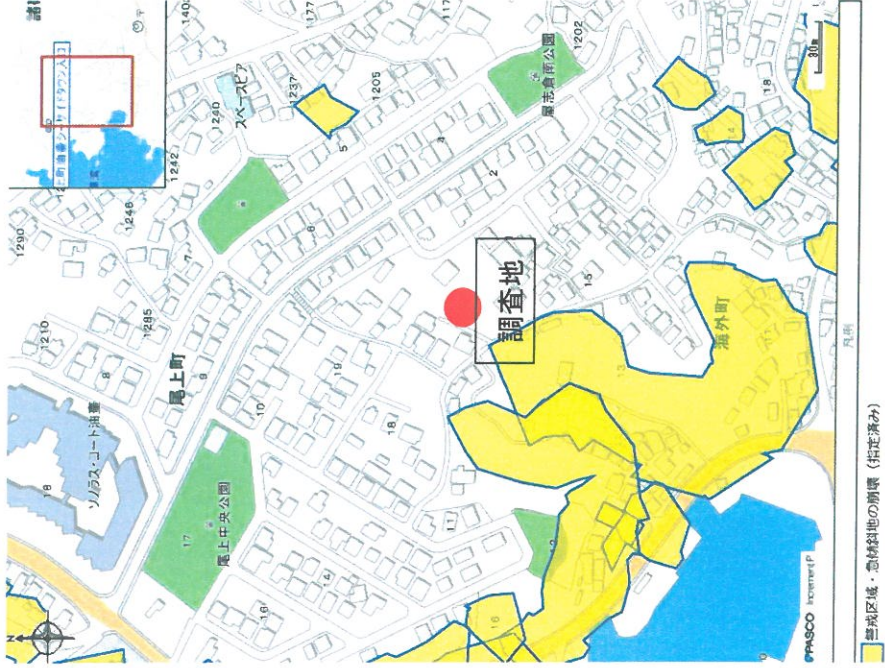


■尾上台遺跡

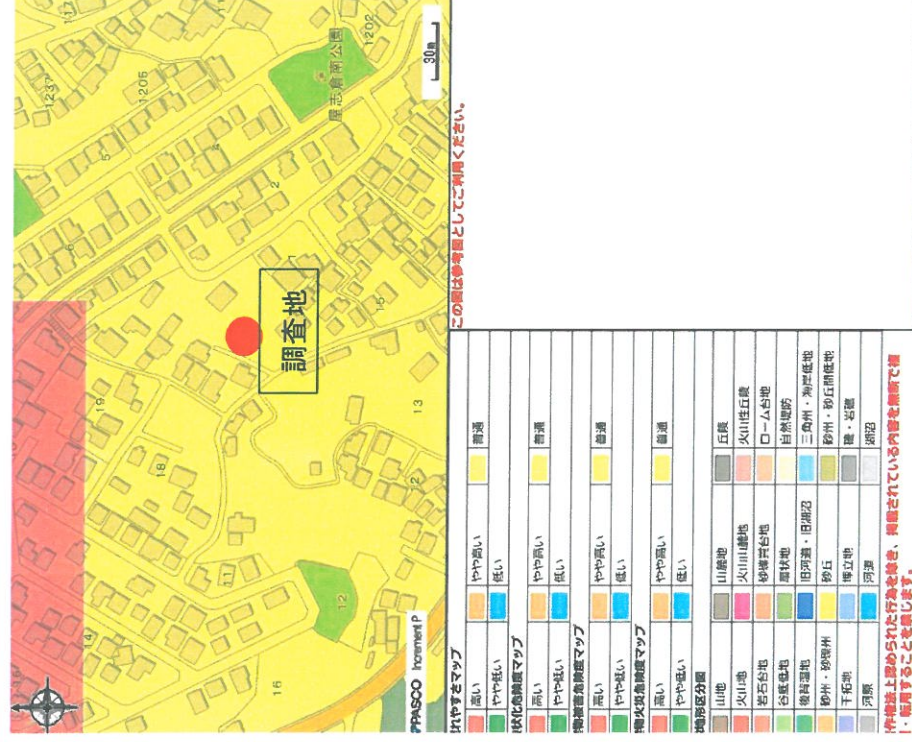


— 法42条1項1号 — 法42条1項2号 — 法42条1項3号 — 法42条1項5号 — 法42条2項
 — 法47条非該当

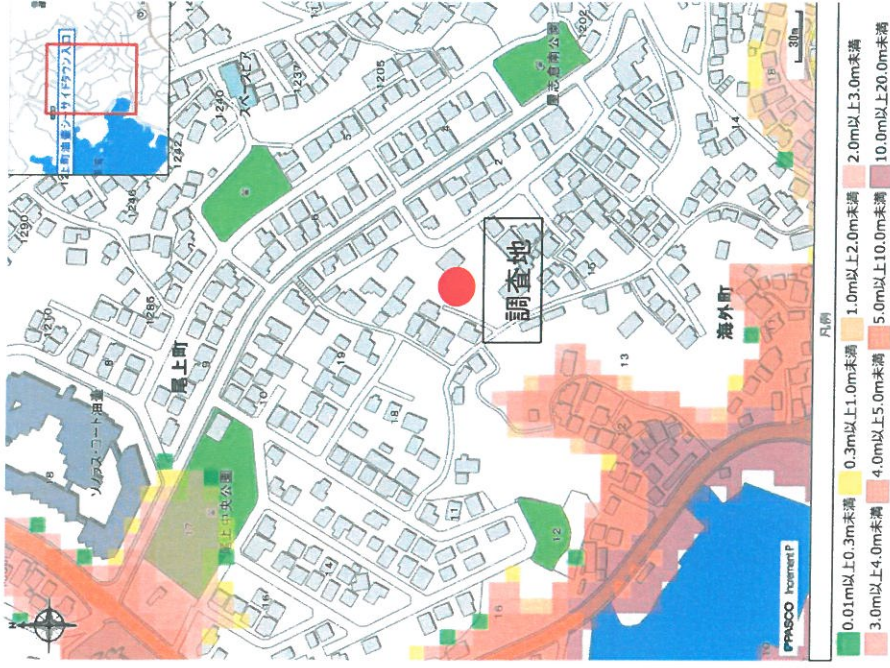
■急傾斜地、土砂災害危険区域



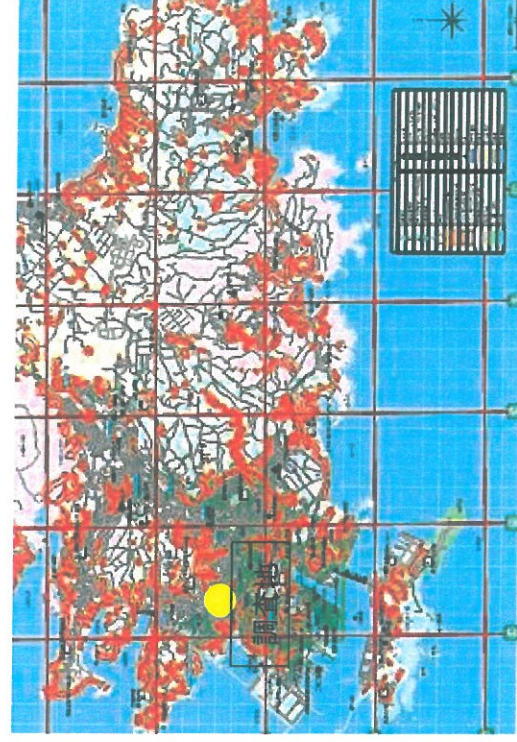
■地震災害危険区域



■津波災害危険区域

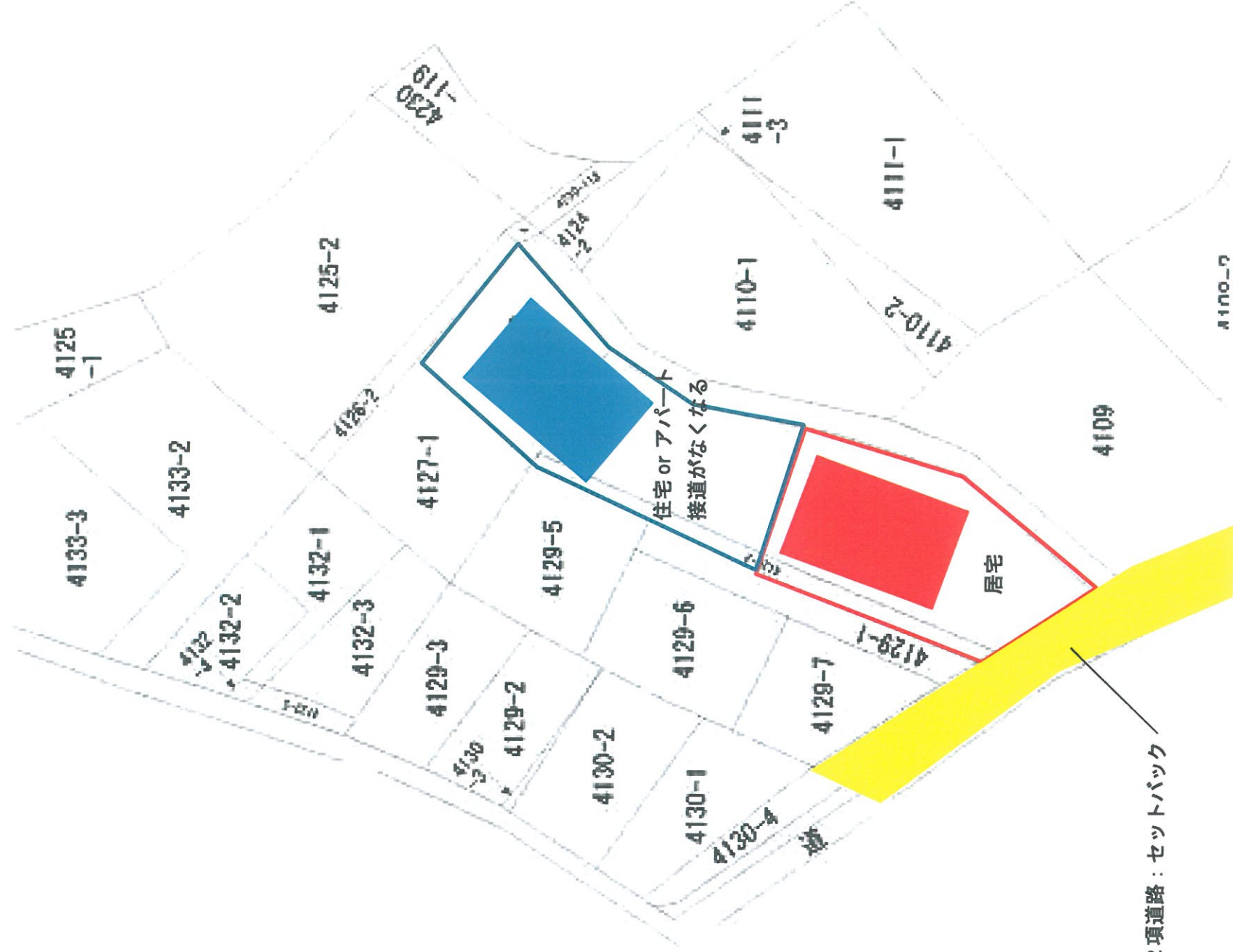


■災害マップ



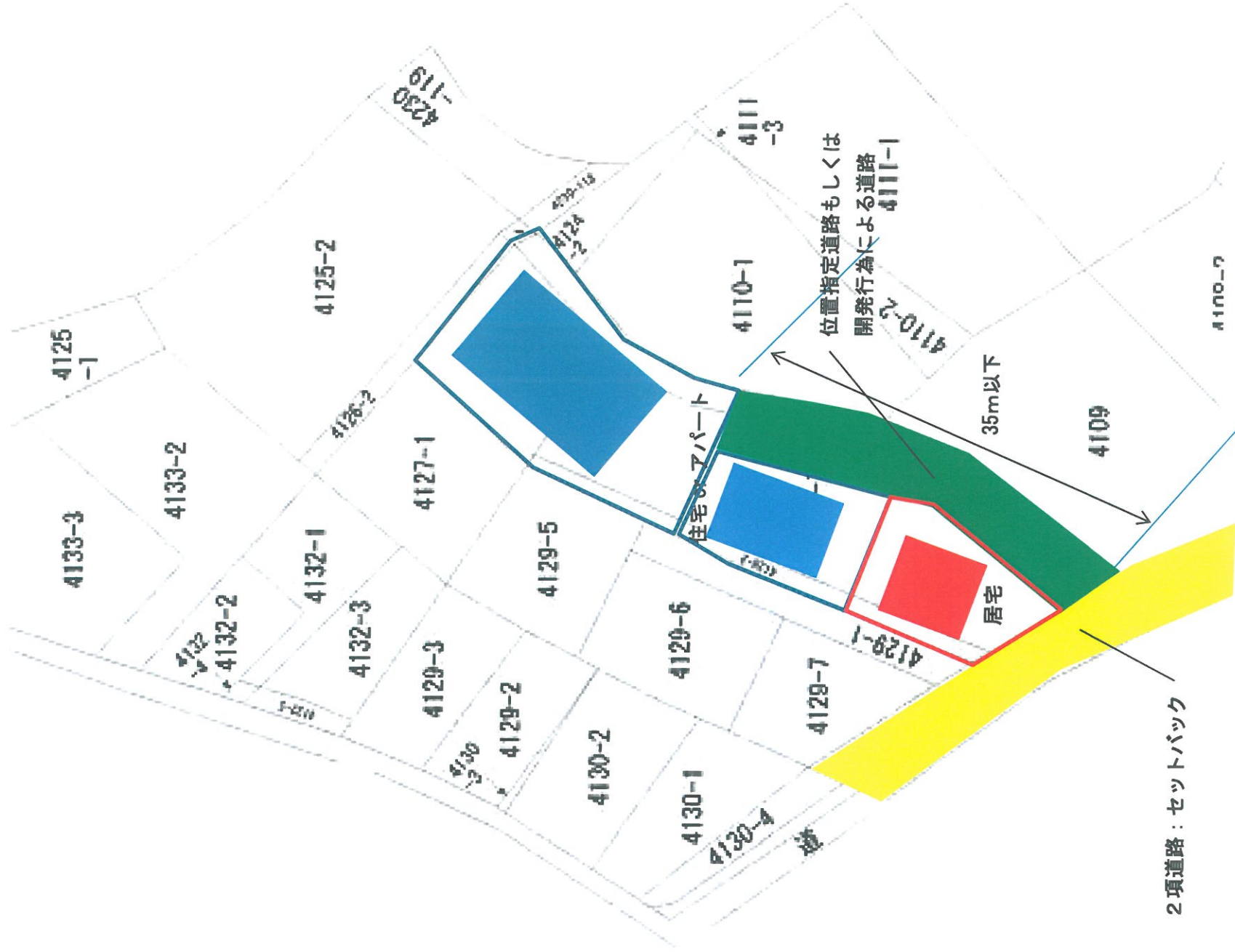
■ 提案

A 案—単純な切り売り（青地含まず）

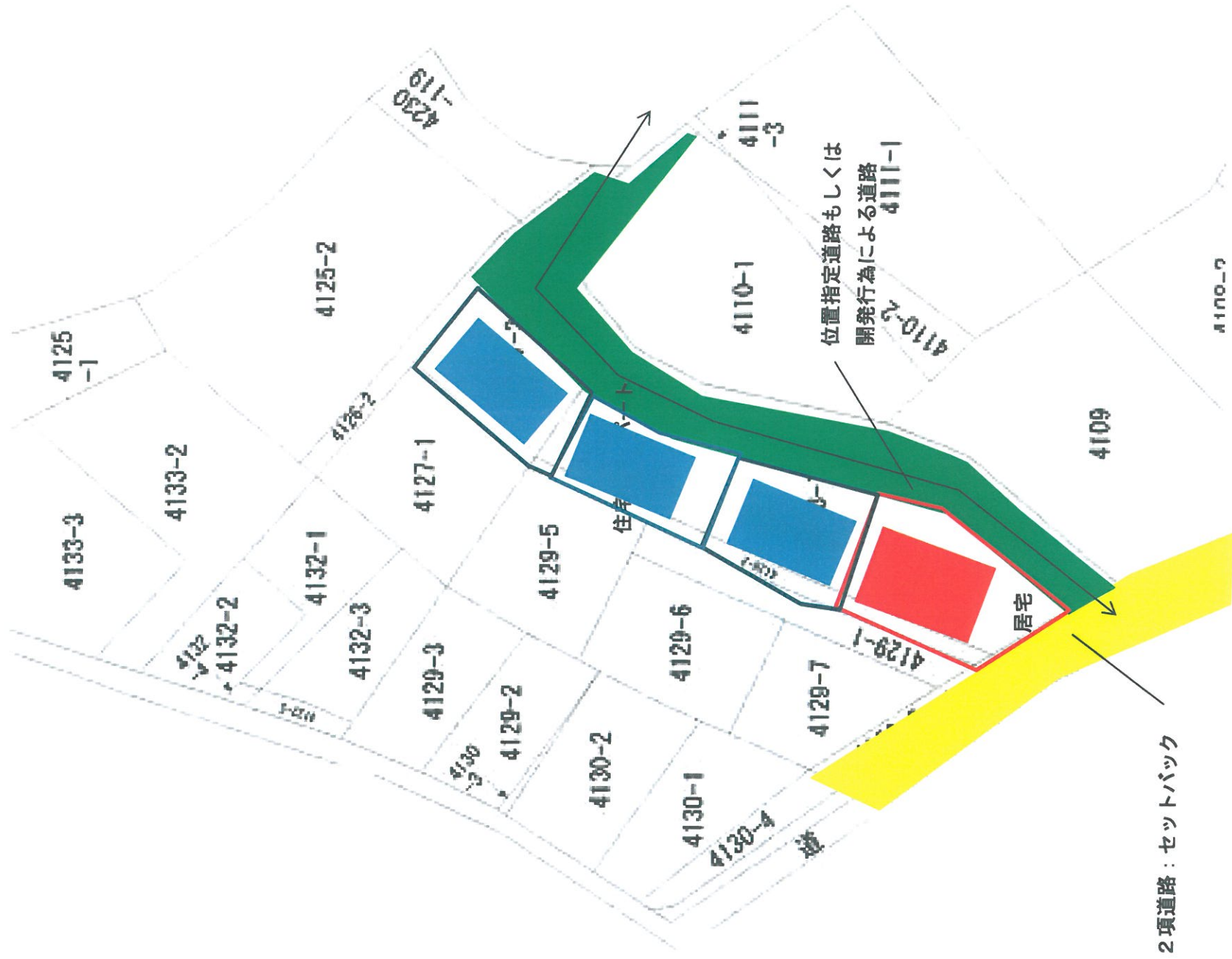


2項道路：セットバック

B案—袋小路位置指定道路もしくは開発行為による道路設置（青地含む）

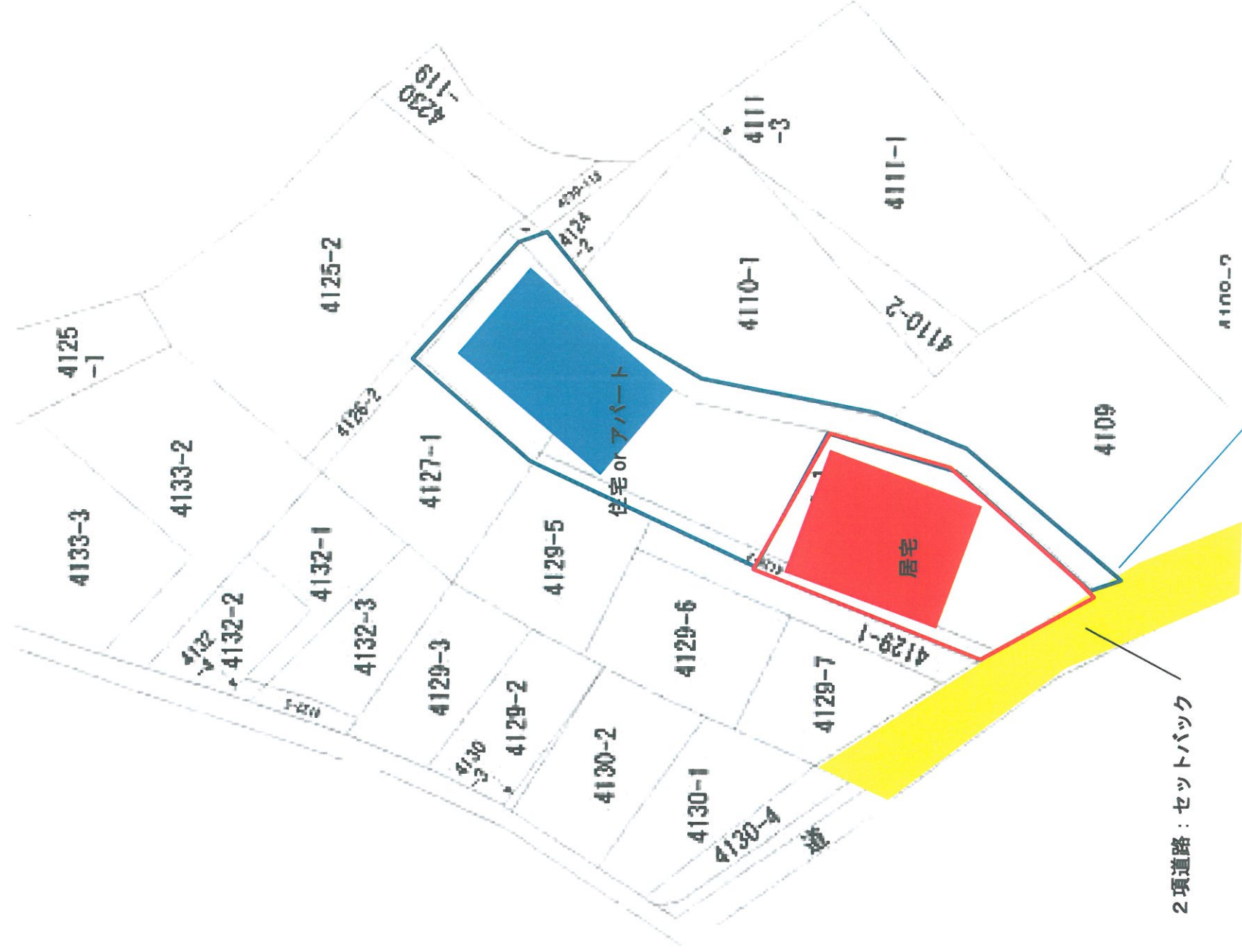


C 案—通り抜け位置指定道路もしくは開発行為による道路設置（青地含む）



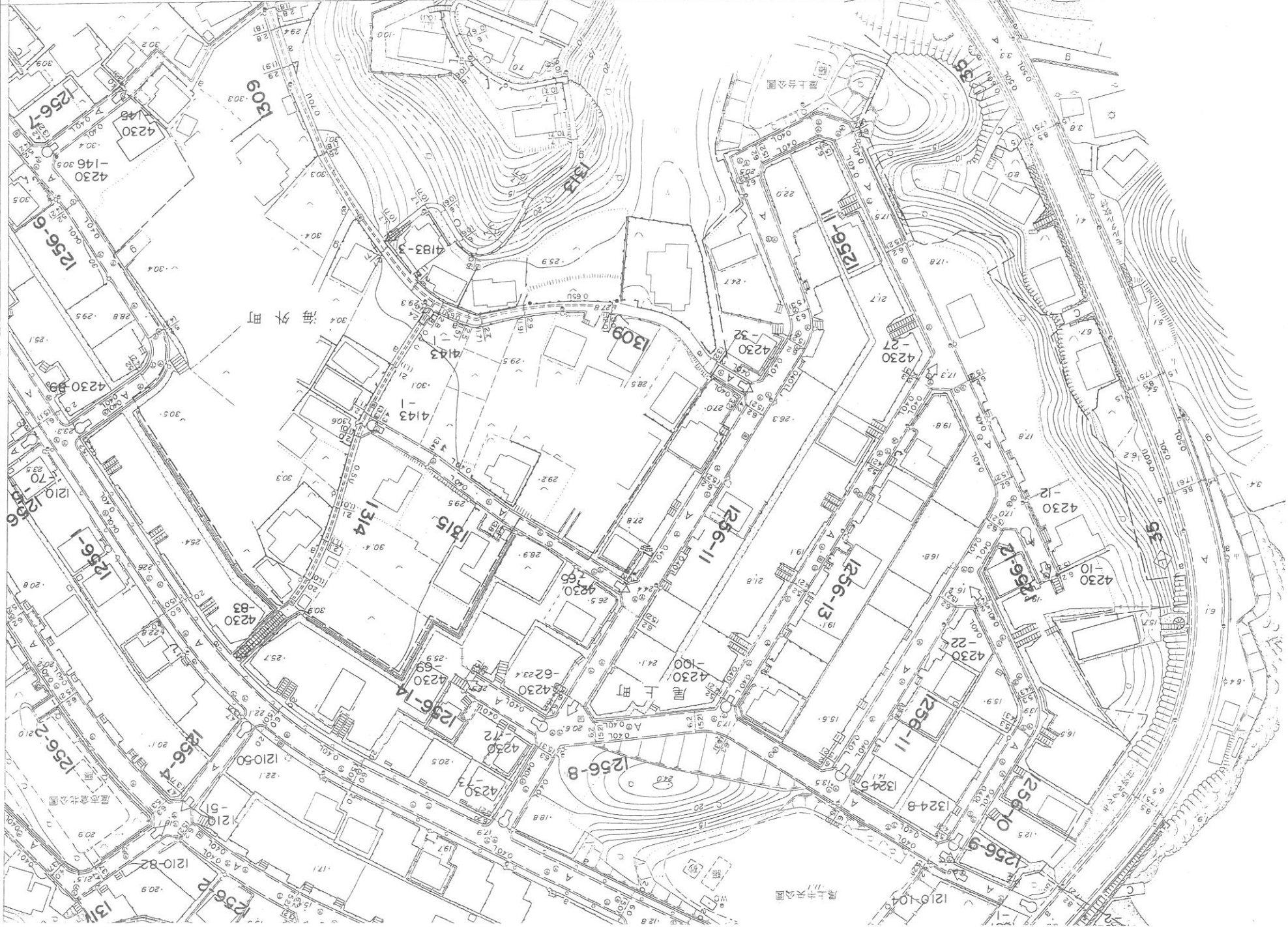
2項道路：セットバック

D 案—旗竿敷地（青地を含む）



2項道路：セットバック

この測量成果は、建設省国土地理院のこの地区は、神奈川県知事の承認を得て、
 測量をうけて得たものである。
 (助産番号) 昭61 第15号
 神奈川県知事承認番号 108号



建設省国土地理院

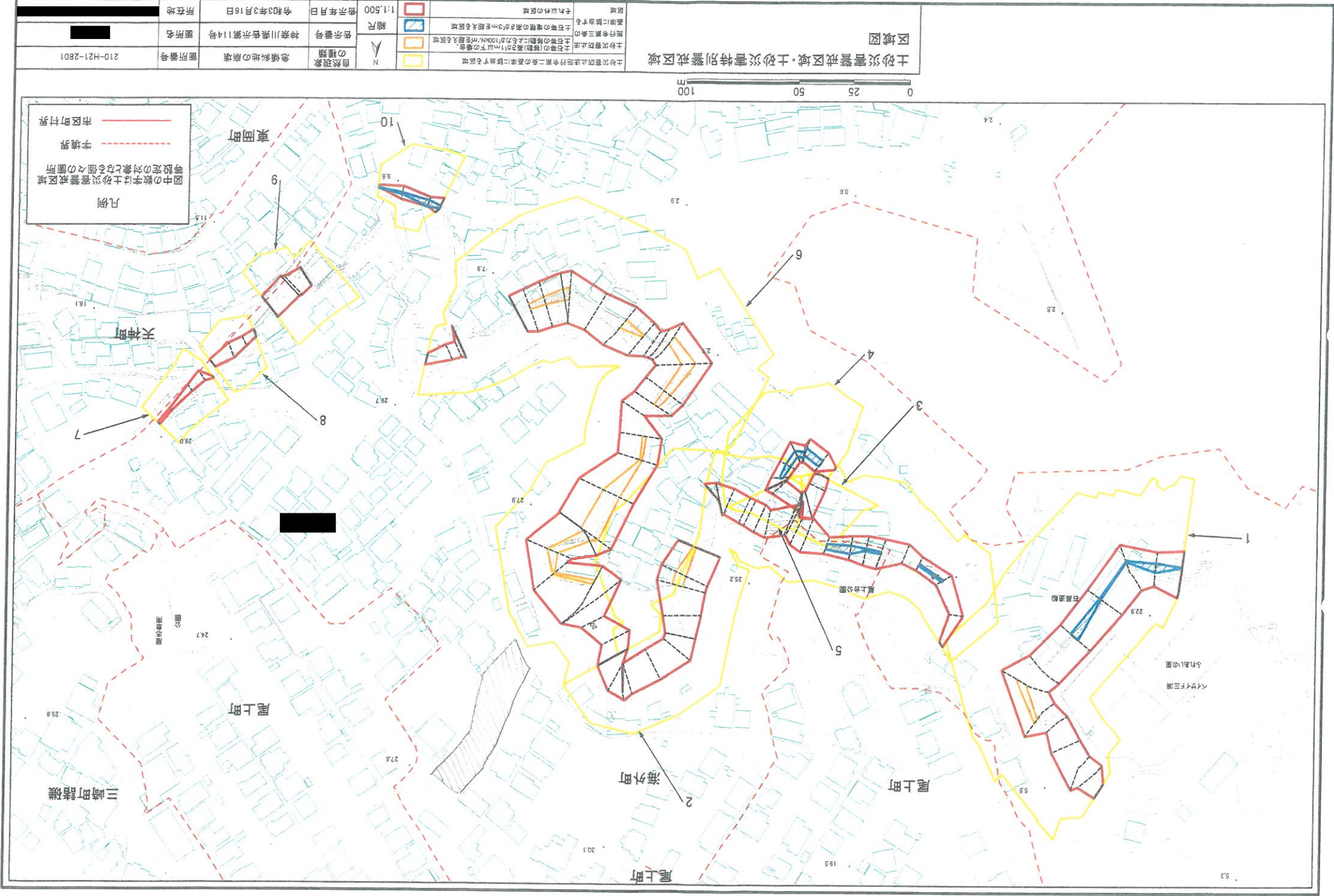
1256-1	1256-2	1256-3	1256-4	1256-5	1256-6	1256-7	1256-8	1256-9	1256-10	1256-11	1256-12	1256-13	1256-14
1256-15	1256-16	1256-17	1256-18	1256-19	1256-20	1256-21	1256-22	1256-23	1256-24	1256-25	1256-26	1256-27	1256-28

測量成果

測量成果は、建設省国土地理院のこの地区は、神奈川県知事の承認を得て、
 測量をうけて得たものである。
 (助産番号) 昭61 第15号
 神奈川県知事承認番号 108号

測量成果は、建設省国土地理院のこの地区は、神奈川県知事の承認を得て、
 測量をうけて得たものである。
 (助産番号) 昭61 第15号
 神奈川県知事承認番号 108号

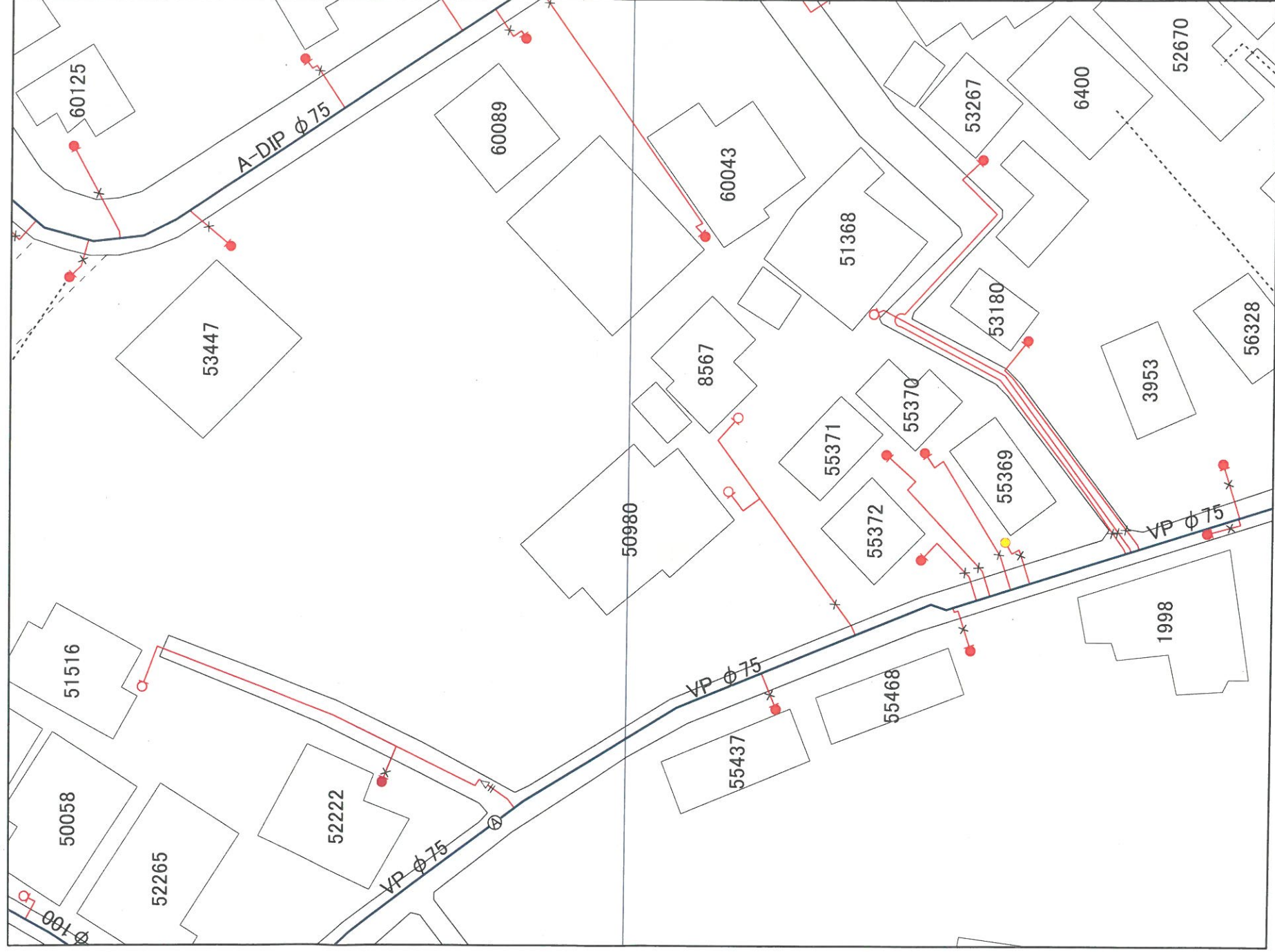
土砂災害警戒区域等指定図(その2-1)



水道管配管図（参考図）

印刷日

2021年11月1日



この図面は、配水管・給水管の参考図であり、現況と異なる場合があります。
管等の位置を正確に確認したい場合は、試掘調査等を実施してください。
本図面により事故等が発生した場合においても、本市は一切の責任を負いません。

1:476